

令和6年度 福島県への観光誘客助成等事業一覧表

合宿

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
1	いわき市	いわき市合宿開催補助金	いわき市外に所在する文化活動を行う団体が、いわき市内の宿泊施設を利用して合宿を行う際に、1名1泊につき1,000円を補助します。 ・上限は1団体当たり10万円	令和6年4月1日	令和7年3月31日 (予算額に達し次第終了)	・いわき市外に所属する中学、高校、高専、大学等の文化系の団体、又はゼミナール ・企業の文化系の団体	延べ宿泊者数20人泊以上	○	いわき市観光振興課	0246-22-1292	https://www.fukushima-denen.jp/?page_id=392
2	天栄村	天栄村教育旅行補助事業	村内で宿泊を伴う修学旅行・宿泊学習等や合宿等を実施する学校及び部活動等(以下「学校等」という。)に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。 ・貸切バス1台につき3万円 上限額:1団体15万円 ・レンタカー1台につきレンタカー料金の1/2 上限額:1台2万円 ・補助金全体の限度額:15万円	令和6年4月1日	令和7年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県内外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・高等専門学校 ・専修学校(ただし、高等課程のみとする。) ・その他村が特に認める学校	1台以上	○	天栄村産業課商工観光係	0248-82-2117	https://www.vill.tenei.fukushima.jp/soshiki@tenei-kvouikurvokou.html
3	下郷町	下郷町合宿誘致事業	町内宿泊施設等を利用して合宿を行う団体に対し、予算の範囲内で1泊当たり2,000円を乗じて得た額を交付する。1団体当り最大15万円を限度とする。	令和6年4月1日	令和7年3月31日 (予算額に達し次第終了)	下郷町内外の ・幼稚園及び保育所 ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・専修学校 ・高等専門学校 ・短期大学 ・大学院 ・大学	制限なし	○	一般財団法人下郷町観光公社	0241-67-2416	https://shimogo.or.jp/
4	只見町	只見町教育旅行推進事業	学校教育課程に含まれない教育旅行(合宿)の補助事業 只見町内の宿泊施設などを利用し、延べ宿泊数が10泊以上の合宿を実施する町外の小学生、中学生、高校生、大学生、専門学校生及びその引率者で構成される学校部活動、スポーツ少年団、大学サークル、ゼミ等の団体を対象に、2,000円に延べ宿泊者数を乗じた金額(最大15万円/団体)を助成します。 ・助成金交付は、1団体につき年度中2回までとする(夏・冬等) ・他の町補助金との併用は不可	令和6年4月1日	令和7年3月31日(予算額に達し次第終了)	只見町外の ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・大学生 ・専門学校生 ・引率者 ・保護者(2名まで)	団体単位 (延べ宿泊者数10人泊以上)	○	只見町子ども農家体験協議会 (事務局:只見町インフォメーションセンター)	0241-82-5250	https://www.tadami-net.com/
5	南会津町	合宿誘致促進事業	南会津町で宿泊を伴う合宿を実施する団体に対して、交通費、宿泊費、体験活動費の一部を助成します。 ・延べ宿泊者数によって、助成額が異なります(教員及び引率者は、人数に含まない)。 【助成額】 <グリーンシーズン> 県内校の場合 5万円 県外校の場合 20~50人 5万円 51~150人 10万円 151~300人 20万円 県外校で鉄道利用の場合 5万円加算 <ホワイトシーズン>(12~3月) 県内・県外校 5万円 県内・県外校で鉄道利用の場合 5万円加算	令和6年4月1日	令和7年3月31日 (予算額に達し次第終了)	【対象者】 町外に住む ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・大学生 【対象活動】 ・部活動 ・サークル ・ゼミ ・学習塾 など	延べ宿泊者数20人泊以上(生徒・学生のみ)	○	南会津農村生活体験推進協議会 (事務局:会津アストリアホテル)	0241-78-2241	http://www.aizu-kougen.jp/study

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
6	北塩原村	北塩原村合宿助成事業	○予定 村内に宿泊を伴った文化・スポーツの合宿を行う団体に対して助成金を交付します。 ・延べ宿泊者数30人泊以上、一律3万円(年度内につき1団体1回) ・インターネットを通じて、合宿の様子を写真や動画で配信し、北塩原村の合宿をPRすること ・北塩原村の他の助成事業(教育旅行バス助成金)と併用不可	令和6年7月1日	令和7年3月31日 (予算額に達し次第終了)	・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・高校 ・大学 ・社会人等の学校	延べ宿泊者数30人以上	○	北塩原村観光課	0241-32-2511	https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/site/kanko/1314.html
7	西郷村 白河市	白河甲子高原合宿誘致推進事業	・宿泊助成金 延べ宿泊者数1人/1泊当たり2,000円助成(上限6万円) ・温泉助成金 延べ人数1人当たり500円助成	令和6年5月17日	令和7年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県南地域以外の大学・高校・中等等の部・サークル等の構成員が白河市及び西郷村のスポーツ施設・文化施設等を利用し合宿をすること。	2泊以上の宿泊かつ延べ宿泊者数30人泊以上	○	白河甲子高原観光開発協議会 (事務局:西郷村産業振興課)	0248-25-1116	https://www.vill.nishigo.fukushima.jp/kanko_bunka_sports/kanko/4846.html
8	檜葉町	檜葉町合宿支援事業	檜葉町の施設を利用し合宿を行い、かつ町内宿泊施設に宿泊する学生団体に対し、1回の合宿における延べ宿泊数に1,000円を乗じた額を助成する。(上限20万円) ・要綱に指定する町内文化施設又はスポーツ施設を有償利用すること ・合宿を目的とし、大会やイベントに参加するための宿泊は対象外とする	令和6年4月1日	令和7年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県外を問わない。 ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・専修学校生 ・高等専門学校生 ・大学生 ・部活、クラブ、サークル、ゼミ活動等	延べ宿泊者数10人泊以上	○	檜葉町教育委員会 生涯まなび課	0240-25-2492	https://www.town.naraha.lg.jp/life/cat314/cat359/008918.html
9	富岡町	富岡町教育施設等使用者の宿泊にかかる補助金	富岡町の教育施設(総合スポーツセンター、文化交流センター、総合運動場、富岡第一小学校)を使用し、富岡町内の宿泊施設で合宿する団体等に交付します。 ・1人1泊あたり2,000円を補助 ・必ず教育施設を1日以上使うこと、他の補助金を活用していないこと、営利目的の合宿でないこと	令和6年4月1日	令和7年3月31日 (予算額に達し次第終了)	制限なし (但し、富岡町教育施設等使用者の宿泊にかかる補助金交付要綱を確認すること)	複数人で構成する団体であること	×	富岡町生涯学習課	0240-22-2626	http://www.manamori.jp/
10	福島県	教育旅行支援事業	避難解除区域等12市町村(※1)への教育旅行及び合宿(以下、「教育旅行等」と言う。)を行う学校及び同教育旅行等の販売促進を行う旅行会社に対して支援を行う。 ア 学校に対する助成 以下の要件を全て満たす避難解除区域等12市町村への教育旅行等を行う学校に対して交通費等への助成を行う。 ① 学校教育法により定められる国立学校、公立学校又は私立学校等に所属する者が実施する教育旅行等であること。 ② 避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に延べ50人泊以上すること。 ③ 避難解除区域等12市町村の関連プログラム(※2)が組み込まれていること。 ④ 関連プログラムの様子について、SNS等(※3)を活用して積極的な情報発信を行うこと。 <助成額>1人泊あたり2千円(上限40万円) イ 旅行会社に対する誘客助成 上記アの条件をすべて満たす教育旅行等を実施した学校に対して当該教育旅行等を販売した旅行会社に対して助成を行う。 <助成額>1人泊あたり2千円(上限40万円) ※1 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村 ※2 関連プログラム例)復興拠点の視察、復興関連の講話、区域内施設を活用したレクリエーション等 ※3 Twitter、Facebook、Instagram、YouTube等のソーシャルネットワークサービスや学校HP等の対象校が管理するWEBサイト	令和6年4月1日	令和6年12月27日 (予算額に達し次第終了)	福島県内外を問わない。 ・学校教育法により定められる国立学校、公立学校又は私立学校等に所属する者	延べ宿泊者数50人泊(生徒+教員)以上	○	福島県再生可能エネルギー復興推進協議会 (事務局:一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター)	024-529-7463	https://f-reenergy-fukokosuishin-kyogikai.org/

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
11	福島県	福島県教育旅行復興事業	<p>県外の中学校・高等学校の部活動、県外の短期大学・大学等の部活動・正課授業のゼミ・公認サークルが県内に宿泊し、部活動等の本来の目的である文化活動、スポーツ活動、学習等を行う活動に対し、その移動に係るバス1台当たり経費の2分の1又は地域ごとの補助上限額を助成します。1校当たり台数の上限なし。 ※中学校・高等学校については「学校教員以外が引率する場合」は補助対象外 ※同一の年度内において、同一部活動への補助は1回限り</p> <p>①1台当たりの補助上限額 ＜新規校＞ 東北4万円、関東・中部6万円、北海道・関西・中国・四国10万円、九州・沖縄・海外15万円 ＜継続校＞ 東北3万円、関東・中部5万円、北海道・関西・中国・四国10万円、九州・沖縄・海外15万円 ＜3年以上連続継続校＞ 東北4万円、関東・中部6万円、北海道・関西・中国・四国11万円、九州・沖縄・海外16万円 ※但し、参加人数が10名未満の場合は補助上限額は半額となります</p> <p>②本県浜通りの宿泊を1泊以上含む場合は、補助上限額に各1万円を加算します。 ※浜通り(相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村、いわき市)</p> <p>※福島県内の市町村等で行う助成事業との併用可能。ただし、他の市町村等が行う補助制度が併用不可である場合は、どちらかを選択してください</p>	令和6年4月1日	令和7年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県外の ・中学校 ・高等学校 ・短期大学 ・大学	1校当たり 台数の上限なし	要問合せ	福島県観光交流局 観光交流課 (事務局:福島県教育旅行復興事業事務局)	024-563-1172	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/kyoiku-07.html
12	福島県	Jヴィレッジ等における高校サッカー合宿推進事業補助金	<p>本事業では、令和6年度から固定開催が決定しているインターハイサッカー男子競技の主たる会場であるJヴィレッジ等で行う合宿に要する経費の一部を補助します。 ※本事業における「合宿」・・・部活動による宿泊を伴う強化練習や練習試合などをいう。</p> <p>【補助対象経費】 ①宿泊費 延べ宿泊日数(宿泊人数×宿泊日数)×3,000円 ※対象者1人1泊当たり3,000円を助成します。 ②交通費 高等学校の所在する地域に応じて定額を交付します。 ③ピッチ使用料 Jヴィレッジの対象ピッチ使用料を定額で交付します。 ※交付額(①～③の合計額)は50万円が上限となります。 ※この補助金を利用できるのは、一年度あたり1人1回限りです。</p> <p>【補助対象となる合宿の実施期間】 令和6年4月1日(月)から令和7年3月14日(金)まで ※7月20日(土)～8月25日(日)及び1月14日(火)～1月16日(木)の期間を除く。</p>	令和6年4月1日	令和7年3月14日 (予算額に達し次第終了)	福島県内外の 高等学校(中等教育学校 後期課程を含む)のサッカー一部	団体単位 (人数の定めは無し)	宿泊費のみ可	株式会社Jヴィレッジ ホスピタリティ事業部 高校サッカー合宿補助金事務局	0240-26-0111	https://j-village.jp/news/purpose/6554/
13	東京都	被災地応援ツアー(福島県教育旅行復興支援事業)	<p>福島県が実施する「福島県教育旅行復興事業」と連携し、都内の学校や部活動等が実施する福島県への修学旅行や合宿等を支援します。</p> <p>・バス1台あたり経費の1/2を補助 ※継続校は5万円、新規校は6万円が上限 ※浜通りの宿泊を含む場合は1万円加算 ※参加人数が10人未満の場合は、上限額を半額とします</p>	令和6年4月1日	令和7年3月31日 (予算額に達し次第終了)	「福島県教育旅行復興事業」の交付決定を受けた、 ①福島県で宿泊を伴う修学旅行・宿泊学習等を実施する都内の学校 ②福島県で合宿を実施する都内の部活動等	バス1台以上	○ (福島県が実施するバス助成事業の補助を受けていることが前提となっているため)	公益財団法人東京観光財団 地域振興部事業課	03-5579-2682	https://www.tcvb.or.jp/fukushima/

※この一覧表は、令和6年5月21日までに公益財団法人福島県観光物産交流協会に回答を頂いた内容を基に作成しました。